

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成23年11月25日

**【四半期会計期間】** 第130期第2四半期(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)

**【会社名】** 株式会社岩手銀行

**【英訳名】** The Bank of Iwate, Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 取締役頭取 高橋真裕

**【本店の所在の場所】** 岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号

**【電話番号】** 盛岡(019)623局1111番

**【事務連絡者氏名】** 取締役総合企画部長 岩田圭司

**【最寄りの連絡場所】** 東京都中央区日本橋本町四丁目4番2号  
株式会社岩手銀行東京事務所

**【電話番号】** 東京(03)3241局4312番

**【事務連絡者氏名】** 東京事務所長 戸田達史

**【縦覧に供する場所】** 株式会社岩手銀行東京営業部  
(東京都中央区日本橋本町四丁目4番2号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経済指標等の推移を掲げております。

##### (1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成21年度中間	平成22年度中間	平成23年度中間	平成21年度	平成22年度
		連結会計期間	連結会計期間	連結会計期間	平成21年度	平成22年度
		(自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	(自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	(自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)	(自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)
連結経常収益	百万円	25,068	24,099	23,501	50,810	46,834
連結経常利益	百万円	4,955	4,195	4,090	8,211	8,862
連結中間純利益	百万円	3,120	2,578	2,362		
連結当期純利益	百万円				5,226	1,109
連結中間包括利益	百万円		3,113	4,356		
連結包括利益	百万円					3,665
連結純資産額	百万円	137,164	144,052	139,947	141,081	136,143
連結総資産額	百万円	2,437,342	2,504,994	2,874,639	2,528,473	2,592,622
1株当たり純資産額	円	7,428.39	7,764.52	7,605.18	7,653.40	7,398.40
1株当たり中間純利益金額	円	168.97	139.85	128.41		
1株当たり当期純利益金額	円				283.03	60.12
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	153.24	128.48	119.33		
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円				258.08	54.91
自己資本比率	%	5.6	5.7	4.8	5.5	5.2
連結自己資本比率 (国内基準)	%	13.48	14.01	13.84	13.27	13.25
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	21,672	40,044	61,427	44,159	121,834
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	20,582	36,771	89,372	44,546	77,031
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,312	141	552	2,028	3,226
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高	百万円	31,498	32,453	42,419	29,311	70,905
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,555 [578]	1,577 [575]	1,567 [544]	1,527 [582]	1,536 [571]

- (注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。  
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。  
3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。  
4. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。  
5. 平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。  
6. 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理をしております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第128期中	第129期中	第130期中	第128期	第129期
決算年月		平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成22年3月	平成23年3月
経常収益	百万円	25,063	24,088	23,498	50,801	46,827
経常利益	百万円	4,952	4,185	4,090	8,225	8,883
中間純利益	百万円	3,115	2,570	2,364		
当期純利益	百万円				5,239	1,132
資本金	百万円	12,089	12,089	12,089	12,089	12,089
発行済株式総数	千株	19,097	19,097	19,097	19,097	19,097
純資産額	百万円	136,644	143,541	139,468	140,577	135,662
総資産額	百万円	2,436,982	2,504,649	2,874,330	2,528,134	2,592,310
預金残高	百万円	2,145,919	2,194,644	2,458,937	2,246,540	2,319,064
貸出金残高	百万円	1,370,085	1,379,040	1,436,255	1,428,560	1,473,566
有価証券残高	百万円	910,656	973,385	1,100,712	939,503	1,003,422
1株当たり純資産額	円	7,399.39	7,736.11	7,578.29	7,625.22	7,371.46
1株当たり中間純利益金額	円	168.71	139.41	128.47		
1株当たり当期純利益金額	円				283.73	61.39
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	153.00	128.07	119.39		
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円				258.73	56.08
1株当たり配当額	円	30.00	30.00	30.00	60.00	60.00
自己資本比率	%	5.6	5.7	4.8	5.5	5.2
単体自己資本比率 (国内基準)	%	13.43	13.96	13.80	13.23	13.21
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,518 [530]	1,542 [527]	1,537 [501]	1,492 [533]	1,508 [524]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。  
2. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。  
3. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。  
4. 平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間のわが国経済の動向をみますと、前半は東日本大震災の影響による供給面の制約から生産活動が停滞し輸出が大幅に落ち込みましたが、夏以降は生産施設やサプライチェーンの急速な復旧により供給面の制約がほぼ解消する中で回復の動きが明確となりました。一方、米欧の財政問題による世界経済の減速懸念や歴史的な円高の進行、株価の下落、政治の混迷による震災・復旧対応の遅れなどの影響により国内景気の先行き不透明感が強まりました。

需要項目の動きをみますと、個人消費は震災による雇用・所得環境の悪化や自粛ムードの高まりから消費抑制が続きましたが徐々に緩和傾向となり、公共投資も被災地の仮設住宅建設など震災復旧関連で増加基調となりました。一方、設備投資は企業業績の悪化懸念から投資の先送りなど抑制姿勢が強まったほか、輸出は国内生産の停滞から自動車関連を中心に大幅に減少しました。

当行が主たる営業基盤とする岩手県の県内経済につきましては、前半は東日本大震災の影響により生産活動が大幅に低下したほか、雇用情勢は事業所の被災などから悪化し、個人消費も自粛ムードの高まりや商品供給不足などから減少傾向となるなど全体的に停滞感が広がりましたが、夏場以降は内陸部を中心に復旧が急速に進み生産活動が震災前の水準まで回復し、公共投資も震災関連工事で増加基調になるなど持ち直しの動きがみられました。

このような金融経済環境にありまして、当行および関係会社は株主の皆さまとお取引先のご支援のもと、役職員が一体となって業務の拡大と経営の効率化に努めました結果、次のような営業成績を収めることができました。

預金は、個人向けの商品である懸賞金付定期預金「おたのしみ定期“夢開運”」などが好調に推移したほか、震災に係る保険金等の流入などもあって、個人預金、法人預金がともに増加したことから、全体では前連結会計年度末対比1,398億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は2兆4,588億円となりました。

貸出金は、地公体向け貸出が増加したものの、法人向け貸出および個人向け貸出が減少したことから、前連結会計年度末対比373億円減少し、当第2四半期連結会計期間末残高は1兆4,362億円となりました。

有価証券は、運用資金の増加に伴い国債などの債券の買入れを増加させたことなどから、前連結会計年度末対比972億円増加し当第2四半期連結会計期間末残高は1兆1,010億円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は利回りの低下を主因に資金運用収益が減少したほか有価証券売却益が減少したことなどから、前第2四半期連結累計期間対比5億98百万円減の235億1百万円となりました。

経常費用は、与信費用が増加したものの、資金調達費用が減少したほか引き続き経費の節減に努めたことなどから、前第2四半期連結累計期間対比4億93百万円減の194億10百万円となりました。

この結果、経常利益は前第2四半期連結累計期間対比1億5百万円減の40億90百万円、中間純利益は同2億16百万円減の23億62百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

資金運用収支は、有価証券利息配当金の増加を主因として、前第2四半期連結累計期間対比1億67百万円増の172億61百万円となりました。内訳を見ますと、国内業務部門が前第2四半期連結累計期間対比1億37百万円増の169億1百万円、国際業務部門が同29百万円増の3億59百万円となりました。

役務取引等収支は、受入為替手数料や預り資産関連手数料が減少したことなどから、前第2四半期連結累計期間対比1億22百万円減の17億91百万円となりました。

その他業務収支は、国債等債券関係損益の改善を主因として、前第2四半期連結累計期間対比7億39百万円増の11億74百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	16,764	330	17,094
	当第2四半期連結累計期間	16,901	359	17,261
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	18,572	428	90 18,910
	当第2四半期連結累計期間	18,168	436	68 18,536
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	1,808	98	90 1,816
	当第2四半期連結累計期間	1,267	76	68 1,275
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	1,901	11	1,913
	当第2四半期連結累計期間	1,782	8	1,791
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	3,062	17	3,080
	当第2四半期連結累計期間	2,985	16	3,002
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,160	6	1,167
	当第2四半期連結累計期間	1,202	8	1,210
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	373	61	435
	当第2四半期連結累計期間	1,110	64	1,174
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	885	61	947
	当第2四半期連結累計期間	1,264	64	1,328
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	511		511
	当第2四半期連結累計期間	154		154

- (注) 1. 国内業務部門とは当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門とは当行の外貨建取引であります。ただし、当行の円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
2. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結累計期間3百万円、当第2四半期連結累計期間0百万円)を控除して表示しております。
3. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、国内業務において預り資産関連手数料や為替手数料が減少したことなどから、前第2四半期連結累計期間対比78百万円減の30億2百万円となりました。内訳を見ますと、国内業務部門が前第2四半期連結累計期間対比77百万円減の29億85百万円、国際業務部門が同1百万円減の16百万円となりました。

役務取引等費用は、国内業務においてATM提携手数料などが増加したことなどから、前第2四半期連結累計期間対比43百万円増の12億10百万円となりました。内訳を見ますと、国内業務部門が前第2四半期連結累計期間対比42百万円増の12億2百万円、国際業務部門が同2百万円増の8百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	3,062	17	3,080
	当第2四半期連結累計期間	2,985	16	3,002
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	1,214	17	1,232
	当第2四半期連結累計期間	1,150	16	1,167
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	1,075		1,075
	当第2四半期連結累計期間	893		893
うち証券関係業務	前第2四半期連結累計期間	39		39
	当第2四半期連結累計期間	59		59
うちEB関係業務	前第2四半期連結累計期間	81		81
	当第2四半期連結累計期間	78		78
うち投資信託の 窓口販売業務	前第2四半期連結累計期間	101		101
	当第2四半期連結累計期間	179		179
うちクレジット カード業務	前第2四半期連結累計期間	52		52
	当第2四半期連結累計期間	69		69
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,160	6	1,167
	当第2四半期連結累計期間	1,202	8	1,210
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	196	6	202
	当第2四半期連結累計期間	183	8	191

(注) 国際業務部門には、当行の外国為替業務等に関する収益、費用を計上しております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	2,189,239	5,332	2,194,572
	当第2四半期連結会計期間	2,453,376	5,489	2,458,866
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	997,698		997,698
	当第2四半期連結会計期間	1,241,790		1,241,790
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	1,180,905		1,180,905
	当第2四半期連結会計期間	1,198,813		1,198,813
うちその他	前第2四半期連結会計期間	10,635	5,332	15,968
	当第2四半期連結会計期間	12,772	5,489	18,262
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	82,215		82,215
	当第2四半期連結会計期間	184,038		184,038
総合計	前第2四半期連結会計期間	2,271,454	5,332	2,276,787
	当第2四半期連結会計期間	2,637,414	5,489	2,642,904

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3. 国内業務部門とは当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門とは当行の外貨建取引であります。ただし、当行の円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

国内・特別国際金融取引勘定別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	1,379,040	100.00	1,436,255	100.00
製造業	222,687	16.15	208,411	14.51
農業, 林業	4,499	0.33	5,180	0.36
漁業	930	0.07	767	0.05
鉱業, 採石業, 砂利採取業	2,569	0.19	2,097	0.15
建設業	49,675	3.60	48,319	3.36
電気・ガス・熱供給・水道業	23,529	1.70	35,028	2.44
情報通信業	8,551	0.62	12,487	0.87
運輸業, 郵便業	29,766	2.16	28,078	1.96
卸売業, 小売業	183,364	13.30	173,642	12.09
金融業, 保険業	70,957	5.14	99,739	6.94
不動産業, 物品賃貸業	141,045	10.23	142,551	9.93
各種サービス業	99,278	7.20	100,128	6.97
地方公共団体	199,136	14.44	242,314	16.87
その他	343,048	24.87	337,507	23.50
特別国際金融取引勘定分				
政府等				
金融機関				
その他				
合計	1,379,040		1,436,255	

(2) キャッシュ・フローの状況(当第2四半期連結累計期間)

現金及び現金同等物の当第2四半期連結累計期間末残高

現金及び現金同等物の当第2四半期連結累計期間末残高は、前第2四半期連結累計期間末対比99億66百万円増加し、424億19百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金及び譲渡性預金の増加を主因に614億27百万円の資金増加となりました。前第2四半期連結累計期間との比較では、213億83百万円の増加となりました。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得を主因に893億72百万円の資金減少となりました。前第2四半期連結累計期間との比較では、526億1百万円の減少となりました。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払などにより5億52百万円の資金減少となりました。前第2四半期連結累計期間との比較では、4億11百万円の減少となりました。



### (3) 震災復興計画の策定

当行では、平成21年度から平成23年度を計画期間とする中期経営計画「V-PLAN～新たなる挑戦～」の諸目標達成のため、役職員一丸となって取り組んでまいりました。しかしながら、東日本大震災の発生に伴い当行はもとより地域経済に多大な影響が生じ、経営環境が大きく変化したことから、中期経営計画は平成22年度で終了することとし、当行と地域が一体となった復興をめざす震災復興計画「いわぎん震災復興プラン～地域社会の再生をめざして～」を策定しました。

本計画は、計画期間である2年間で大震災による負の影響を一掃し、当行のあるべき姿に戻すことを目的としており、テーマとして『「地域社会の発展に貢献する」との経営理念のもと、スピードをもって被災地域の金融インフラ復旧や金融仲介機能のさらなる向上への取り組みを推進し、地域社会・経済の復興・発展に貢献するとともに、一層健全な財務体質、効率的な収益構造の構築をめざす。そして活力に満ち、豊かさに溢れる岩手を取戻す』を掲げ、このテーマを達成するために「被災地域における金融機能の早期復旧」「地域社会、経済の復旧・復興支援」「業績の早期回復（収益構造改革）」の3つを基本方針に据えております。

キーワードは前中期経営計画の最重要課題であった「いかなる環境の変化に対しても適応力を持つ、しなやかで筋肉質な銀行の実現」とし、これまで培ってきた「環境変化に対する強い耐性」を体現していくこととしました。

### (4) 主要な設備

東日本大震災により甚大な被害を受けた当行の沿岸部の8ヵ店は営業を休止しておりましたが、下記のとおり店舗を移転のうえ営業を再開しております。

#### 仮店舗への移転（4ヵ店）

仮店舗内にフルバンキング業務が遂行可能な環境を整備し、営業を再開しております。

店舗名	所在地	業務再開日
大船渡支店	岩手県大船渡市	平成23年9月12日
山田支店	岩手県下閉伊郡山田町	平成23年7月19日
野田支店	岩手県九戸郡野田村	平成23年7月11日
気仙沼支店	宮城県気仙沼市	平成23年7月11日

#### 近隣地区支店内への移転（4ヵ店）

既に営業を再開しております近隣地区の支店内へ移転し、同一建物内において複数店舗が営業する形態（支店内支店）により、営業を再開しております。

店舗名	所在地	業務再開日
高田支店	岩手県気仙郡住田町（世田米支店内）	平成23年7月1日
はまゆり支店	岩手県釜石市（釜石支店内）	平成23年7月1日
大槌支店	岩手県釜石市（中妻支店内）	平成23年7月1日
宮古支店	岩手県宮古市（宮古中央支店内）	平成23年7月1日

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	19,436	20,221	785
経費(除く臨時処理分)	13,354	13,107	247
人件費	6,973	6,855	118
物件費	5,607	5,497	110
税金	772	754	18
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	6,082	7,113	1,031
のれん償却額			
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	6,082	7,113	1,031
一般貸倒引当金繰入額	106	2,188	2,082
業務純益	5,976	4,925	1,051
うち債券関係損益	354	1,068	714
臨時損益	1,790	835	955
株式等関係損益	257	833	1,090
不良債権処理額	1,569	134	1,703
貸出金償却	0	0	0
個別貸倒引当金繰入額	1,506	110	1,616
偶発損失引当金繰入額	36	30	66
債権売却損	26	6	20
退職給付費用	498	543	45
その他臨時損益	19	407	388
経常利益	4,185	4,090	95
特別損益	26	62	36
うち固定資産処分損益	9	62	71
税引前中間純利益	4,159	4,027	132
法人税、住民税及び事業税	720	2,230	1,510
法人税等調整額	867	566	1,433
法人税等合計	1,588	1,663	75
中間純利益	2,570	2,364	206

(注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

6 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

## 2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.50	1.31	0.19
(イ) 貸出金利回	1.78	1.60	0.18
(ロ) 有価証券利回	1.37	1.28	0.09
(2) 資金調達原価	1.26	1.06	0.20
(イ) 預金等利回	0.13	0.07	0.06
(ロ) 外部負債利回	0.11	0.09	0.02
(3) 総資金利鞘	0.24	0.25	0.01

(注) 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

## 3 ROE (単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前 ・のれん償却前)	8.54	10.31	1.77
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	8.54	10.31	1.77
業務純益ベース	8.39	7.14	1.25
中間純利益ベース	3.60	3.42	0.18

## 4 預金・貸出金の状況(単体)

### (1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	2,194,644	2,458,937	264,293
預金(平残)	2,208,259	2,418,719	210,460
貸出金(未残)	1,379,040	1,436,255	57,215
貸出金(平残)	1,377,634	1,436,724	59,090

### (2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,695,189	1,835,055	139,866
法人	363,003	410,187	47,184
合計	2,058,192	2,245,243	187,051

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	328,123	324,682	3,441
住宅ローン残高	307,222	305,825	1,397
その他ローン残高	20,900	18,856	2,044

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	748,268	746,834	1,434
総貸出金残高	百万円	1,379,040	1,436,255	57,215
中小企業等貸出金比率	/ %	54.26	51.99	2.27
中小企業等貸出先件数	件	107,024	100,566	6,458
総貸出先件数	件	107,357	100,897	6,460
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.68	99.67	0.01

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人、サービス業は100人)以下の企業等であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受				
信用状	8	21	6	18
保証	2,196	7,654	2,094	7,706
計	2,204	7,675	2,100	7,725

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年 9月30日	平成23年 9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	12,089	12,089
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金	4,811	4,811
	利益剰余金	116,631	116,416
	自己株式( )	3,411	3,985
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額( )	556	552
	その他有価証券の評価差損( )		
	為替換算調整勘定		
	新株予約権		
	連結子法人等の少数株主持分		
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
	営業権相当額( )		
	のれん相当額( )		
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額( )		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額( )		
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	129,564	128,779
	繰延税金資産の控除金額( )		
計 (A)	129,564	128,779	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)			
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額		
	一般貸倒引当金	4,635	7,990
	偶発損失引当金	136	292
	負債性資本調達手段等	10,000	10,000
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	10,000	10,000
	計	14,771	18,282
うち自己資本への算入額 (B)	14,771	16,527	
控除項目	控除項目(注4) (C)	1,213	723
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	143,122	144,584

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	923,394	938,133
	オフ・バランス取引等項目	25,274	37,171
	信用リスク・アセットの額 (E)	948,669	975,305
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	72,875	69,167
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,830	5,533
	計(E) + (F) (H)	1,021,545	1,044,472
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100(%)		14.01	13.84
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100(%)		12.68	12.32

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年 9月30日	平成23年 9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	12,089	12,089
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本準備金	4,811	4,811
	その他資本剰余金		
	利益準備金	7,278	7,278
	その他利益剰余金	108,839	108,657
	その他		
	自己株式( )	3,407	3,980
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額( )	556	552
	その他有価証券の評価差損( )		
	新株予約権		
	営業権相当額( )		
	のれん相当額( )		
	企業結合により計上される無形固定資産相当額( )		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額( )		
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	129,055	128,303
	繰延税金資産の控除金額( )		
	計 (A)	129,055	128,303
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)		
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額		
	一般貸倒引当金	4,635	7,990
	偶発損失引当金	136	292
	負債性資本調達手段等	10,000	10,000
	うち永久劣後債務(注2)		
うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	10,000	10,000	
計	14,771	18,282	
うち自己資本への算入額 (B)	14,771	16,525	
控除項目	控除項目(注4) (C)	1,209	720
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	142,616	144,109
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	923,050	937,824
	オフ・バランス取引等項目	25,274	37,171
	信用リスク・アセットの額 (E)	948,324	974,995
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	72,845	69,135
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,827	5,530
	計(E) + (F) (H)	1,021,170	1,044,131
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100(%)		13.96	13.80
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100(%)		12.63	12.28

- (注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。



(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	149	275
危険債権	204	291
要管理債権	83	110
正常債権	13,481	13,807

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	49,450,000
計	49,450,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	19,097,786	同 左	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は 100株であります。
計	19,097,786	同 左		

(注)「提出日現在発行数」には、平成23年11月1日から四半期報告書を提出する日までの転換社債型新株予約権付社債の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年9月30日		19,097		12,089,634		4,811,454

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー)サブ アカウ ント アメリカン クライアント (常任代理人 香港上海銀行東京支 店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	1,288,100	6.74
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	783,700	4.10
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	703,074	3.68
岩手県企業局	盛岡市内丸11番1号	611,980	3.20
岩手県	盛岡市内丸10番1号	576,347	3.01
ノーザン トラスト カンパニー エ イブイエフシー リ ユーエス タッ クス エグゼンプテド ペンション ファンズ(常任代理人 香港上海銀 行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	501,600	2.62
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信 託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイ ランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	481,068	2.51
日本マスタートラスト信託銀行株 式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	332,200	1.73
住友生命保険相互会社 (常任代理人 日本トラスティ・ サービス信託銀行株式会社)	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号 (東京都中央区晴海一丁目8番11号)	300,000	1.57
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行株 式会社)	388 GREENWICH STREET, NY, NY 10013, USA (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	283,000	1.48
計		5,861,069	30.68

(注) 1 当行は、自己株式694,159株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合は3.63%)を保有しておりますが、上  
記には記載しておりません。

2 シルチェスター・パートナーズ・リミテッド(旧シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・リ  
ミテッド)より投資一任契約に係る業務を含む全ての投資運用事業および同社が保有していた当行株式  
1,892,100株を譲受したシルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピーから、平成22年  
11月8日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成22年11月1日現在で下記の株  
式を保有している旨の報告を受けておりますが、当行として当期末時点における当該法人名義の所有株式の確認  
ができませんので、上記大株主の状況では考慮しておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
シルチェスター・インターナシ ョナル・インベスターズ・エル エルピー	英国ロンドン ダブリュー1ジェイ 6ティーエ ル、ブルトン ストリート1、タイム アンド ライフビル5階	1,892,100	9.91

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 694,100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,291,800	182,918	
単元未満株式	普通株式 111,886		
発行済株式総数	19,097,786		
総株主の議決権		182,918	

(注) 「単元未満株式」の欄の普通株式には、当行所有の自己株式59株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社岩手銀行	盛岡市中央通一丁目 2番3号	694,100		694,100	3.63
計		694,100		694,100	3.63

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

## 第4 【経理の状況】

- 1．当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2．当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 3．当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 4．当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表】  
(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	71,425	113,015
コールローン及び買入手形	5,117	190,383
買入金銭債権	12,510	15,843
商品有価証券	5	-
金銭の信託	4,922	23
有価証券	1,003,720 1, 2, 8, 12	1,101,008 1, 2, 8, 12
貸出金	1,473,566 3, 4, 5, 6, 7, 9	1,436,255 3, 4, 5, 6, 7, 9
外国為替	2,131 7	1,749 7
その他資産	7,932 8	6,920 8
有形固定資産	16,640 10	16,393 10
無形固定資産	994	1,070
繰延税金資産	5,481	4,620
支払承諾見返	7,604	7,725
貸倒引当金	19,429	20,369
資産の部合計	2,592,622	2,874,639
<b>負債の部</b>		
預金	2,318,996 8	2,458,866 8
譲渡性預金	68,325	184,038
コールマネー及び売渡手形	5,000 8	-
借入金	4,478 8	21,239 8
外国為替	0	-
社債	20,000 11	20,000 11
新株予約権付社債	11,700	11,700
その他負債	10,777	21,069
役員賞与引当金	28	14
退職給付引当金	8,294	8,952
役員退職慰労引当金	360	376
睡眠預金払戻損失引当金	184	167
偶発損失引当金	352	292
災害損失引当金	377	250
支払承諾	7,604	7,725
負債の部合計	2,456,479	2,734,692
<b>純資産の部</b>		
資本金	12,089	12,089
資本剰余金	4,811	4,811
利益剰余金	114,605	116,416
自己株式	3,985	3,985
株主資本合計	127,521	129,332
その他有価証券評価差額金	8,616	10,867
繰延ヘッジ損益	4	252
その他の包括利益累計額合計	8,621	10,615
純資産の部合計	136,143	139,947
負債及び純資産の部合計	2,592,622	2,874,639

(2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】  
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
経常収益	24,099	23,501
資金運用収益	18,910	18,536
(うち貸出金利息)	12,262	11,568
(うち有価証券利息配当金)	6,445	6,726
役務取引等収益	3,080	3,002
その他業務収益	947	1,328
その他経常収益	1,160	632
経常費用	19,903	19,410
資金調達費用	1,819	1,276
(うち預金利息)	1,490	927
役務取引等費用	1,167	1,210
その他業務費用	511	154
営業経費	13,919	13,724
その他経常費用	2,484	3,043
経常利益	4,195	4,090
特別利益	59	11
固定資産処分益	59	11
特別損失	86	73
固定資産処分損	49	73
その他の特別損失	36	-
税金等調整前中間純利益	4,169	4,028
法人税、住民税及び事業税	723	2,232
法人税等調整額	867	566
法人税等合計	1,590	1,665
少数株主損益調整前中間純利益	2,578	2,362
少数株主利益	-	-
中間純利益	2,578	2,362

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	2,578	2,362
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,012	2,250
繰延ヘッジ損益	476	257
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	535	1,993
中間包括利益	3,113	4,356
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	3,113	4,356
少数株主に係る中間包括利益	-	-



(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	12,089	12,089
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	12,089	12,089
<b>資本剰余金</b>		
当期首残高	4,811	4,811
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	4,811	4,811
<b>利益剰余金</b>		
当期首残高	114,943	114,605
当中間期変動額		
剰余金の配当	553	552
中間純利益	2,578	2,362
自己株式の処分	336	0
当中間期変動額合計	1,688	1,810
当中間期末残高	116,631	116,416
<b>自己株式</b>		
当期首残高	4,159	3,985
当中間期変動額		
自己株式の取得	6	0
自己株式の処分	754	0
当中間期変動額合計	747	0
当中間期末残高	3,411	3,985
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	127,684	127,521
当中間期変動額		
剰余金の配当	553	552
中間純利益	2,578	2,362
自己株式の取得	6	0
自己株式の処分	417	0
当中間期変動額合計	2,436	1,810
当中間期末残高	130,121	129,332

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<b>その他の包括利益累計額</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期首残高	13,147	8,616
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	1,011	2,250
当中間期変動額合計	1,011	2,250
当中間期末残高	14,159	10,867
<b>繰延ヘッジ損益</b>		
当期首残高	248	4
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	476	257
当中間期変動額合計	476	257
当中間期末残高	227	252
<b>その他の包括利益累計額合計</b>		
当期首残高	13,396	8,621
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	535	1,993
当中間期変動額合計	535	1,993
当中間期末残高	13,931	10,615
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	141,081	136,143
当中間期変動額		
剰余金の配当	553	552
中間純利益	2,578	2,362
自己株式の取得	6	0
自己株式の処分	417	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	535	1,993
当中間期変動額合計	2,971	3,803
当中間期末残高	144,052	139,947

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純利益	4,169	4,028
減価償却費	932	880
持分法による投資損益（は益）	5	2
貸倒引当金の増減（）	1,071	939
偶発損失引当金の増減額（は減少）	6	60
役員賞与引当金の増減額（は減少）	14	14
退職給付引当金の増減額（は減少）	618	658
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	15	15
睡眠預金払戻損失引当金の増減（）	6	16
災害損失引当金の増減額（は減少）	-	126
資金運用収益	18,910	18,536
資金調達費用	1,819	1,276
有価証券関係損益（）	643	231
金銭の信託の運用損益（は運用益）	13	0
為替差損益（は益）	10	52
固定資産処分損益（は益）	9	62
貸出金の純増（）減	49,519	37,310
預金の純増減（）	51,900	139,869
譲渡性預金の純増減（）	17,750	115,713
借入金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（）	20	16,761
預け金（日銀預け金を除く）の純増（）減	3,889	70,075
コールローン等の純増（）減	16,987	188,596
コールマネー等の純増減（）	5,000	5,000
外国為替（資産）の純増（）減	17	382
外国為替（負債）の純増減（）	3	0
資金運用による収入	18,960	18,553
資金調達による支出	2,064	1,792
その他	2,898	10,846
小計	40,104	62,901
法人税等の支払額	183	1,473
法人税等の還付額	123	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	40,044	61,427

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	131,446	218,663
有価証券の売却による収入	53,911	45,221
有価証券の償還による収入	46,260	79,937
金銭の信託の増加による支出	5,000	-
金銭の信託の減少による収入	-	4,900
有形固定資産の取得による支出	482	489
有形固定資産の売却による収入	82	11
無形固定資産の取得による支出	97	290
投資活動によるキャッシュ・フロー	36,771	89,372
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
配当金の支払額	553	552
自己株式の取得による支出	6	0
自己株式の売却による収入	417	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	141	552
現金及び現金同等物に係る換算差額	10	12
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	3,141	28,485
現金及び現金同等物の期首残高	29,311	70,905
現金及び現金同等物の中間期末残高	32,453	42,419

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1 連結の範囲に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
連結子会社 1社 会社名 いわぎんビジネスサービス株式会社

2 持分法の適用に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
持分法適用の関連会社 3社 会社名 いわぎんリース・データ株式会社 株式会社いわぎんディーシーカード 株式会社いわぎんクレジットサービス

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
連結子会社の中間決算日は9月末日であります。

4 会計処理基準に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
(4) 減価償却の方法 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 3年～30年 その他 3年～20年 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。なお、要注意先債権に相当する債権において、貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを債権の発生当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>
<p>(6) 役員賞与引当金の計上基準</p> <p>役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>
<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。</p>
<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
<p>(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p>
<p>(10) 偶発損失引当金の計上基準</p> <p>偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度対象債権に対する将来の負担金の支払いに備えるため、債務者区分毎の代位弁済実績率を基礎に算出した予想損失率に基づき、将来の負担金支払見込額を計上しております。</p>
<p>(11) 災害損失引当金の計上基準</p> <p>東日本大震災により、被災した資産の撤去費用および原状回復費用に備えるため、当中間連結会計期間末以降に発生が見込まれる費用の見積額を計上しております。</p>
<p>(12) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
<p>(13) リース取引の処理方法</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<p>(14) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>(ハ) 一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>
<p>(15) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p> <p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>
<p>(16) 消費税等の会計処理</p> <p>当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>
<p>(17) 税効果会計に関する事項</p> <p>中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、決算期において予定している剰余金の処分による固定資産圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。</p>

【追加情報】

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<p>当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>1 有価証券には、関連会社の株式312百万円を含んでおります。</p> <p>2 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に10,000百万円含まれております。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は1,653百万円、延滞債権額は52,633百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は663百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,198百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は62,149百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,500百万円であります。</p>	<p>1 有価証券には、関連会社の株式309百万円を含んでおります。</p> <p>2 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に35,000百万円含まれております。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は1,920百万円、延滞債権額は53,813百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,025百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,039百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は66,799百万円あります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,371百万円あります。</p>



前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)																		
<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>155,968百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>72百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>13,517百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td> <td>5,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>4,200百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券80,190百万円及びその他資産3百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は126百万円、敷金は153百万円であります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、615,897百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが598,897百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 有形固定資産の減価償却累計額 37,645百万円 11 社債には、劣後特約付社債10,000百万円が含まれております。 12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,436百万円であります。</p>	有価証券	155,968百万円	その他資産	72百万円	預金	13,517百万円	コールマネー及び売渡手形	5,000百万円	借入金	4,200百万円	<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>159,221百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>71百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>7,135百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>20,980百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券81,278百万円及びその他資産3百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は120百万円、敷金は150百万円であります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、628,891百万円あります。このうち、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが611,421百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 有形固定資産の減価償却累計額 37,675百万円 11 社債には、劣後特約付社債10,000百万円が含まれております。 12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,057百万円あります。</p>	有価証券	159,221百万円	その他資産	71百万円	預金	7,135百万円	借入金	20,980百万円
有価証券	155,968百万円																		
その他資産	72百万円																		
預金	13,517百万円																		
コールマネー及び売渡手形	5,000百万円																		
借入金	4,200百万円																		
有価証券	159,221百万円																		
その他資産	71百万円																		
預金	7,135百万円																		
借入金	20,980百万円																		

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
<p>1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,612百万円、株式等償却428百万円及び株式等売却損145百万円を含んでおります。</p>	<p>1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額2,077百万円、株式等償却520百万円及び株式等売却損342百万円を含んでおります。</p>

[次へ](#)

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	19,097			19,097	
合計	19,097			19,097	
自己株式					
普通株式	664	1	120	545	(注) 1、2
合計	664	1	120	545	

(注) 1 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

2 普通株式の自己株式の減少120千株のうち120千株は、自己株式の処分による減少であり、0千株は単元未満株式の買増請求による減少であります。

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	553	30	平成22年3月31日	平成22年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年11月12日 取締役会	普通株式	556	利益剰余金	30	平成22年9月30日	平成22年12月10日

当中間連結会計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	19,097			19,097	
合計	19,097			19,097	
自己株式					
普通株式	696	0	0	696	(注) 1、2
合計	696	0	0	696	

(注) 1 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

2 普通株式の自己株式の減少は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	552	30	平成23年3月31日	平成23年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年11月11日 取締役会	普通株式	552	利益剰余金	30	平成23年9月30日	平成23年12月9日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成22年9月30日現在	平成23年9月30日現在
現金預け金勘定 36,870	現金預け金勘定 113,015
外貨預け金 4,000	外貨預け金 70,000
その他 416	その他 595
現金及び現金同等物 32,453	現金及び現金同等物 42,419

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

前連結会計年度（平成23年3月31日）

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	392	344	48
無形固定資産	65	63	1
合計	458	408	50

当中間連結会計期間（平成23年9月30日）

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間連結会計期間末 残高相当額
有形固定資産	157	124	33
無形固定資産	7	6	1
合計	165	130	34

未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	31	29
1年超	22	7
合計	53	37

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
支払リース料	42	16
減価償却費相当額	39	14
支払利息相当額	2	1

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。

## 2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
(借主側)		
1年内	2	2
1年超	3	1
合計	5	4
(貸主側)		
1年内	13	13
1年超	338	332
合計	351	345

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

前連結会計年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めていないほか、重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。(注2)参照)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	71,425	71,425	
(2) コールローン及び買入手形	5,117	5,117	
(3) 買入金銭債権	12,510	12,406	104
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	44,054	44,162	108
その他有価証券	957,993	957,993	
(5) 貸出金	1,473,566		
貸倒引当金(*1)	19,244		
	1,454,321	1,463,302	8,980
資産計	2,545,423	2,554,407	8,984
(1) 預金	2,318,996	2,320,177	1,180
(2) 譲渡性預金	68,325	68,329	3
(3) 借入金	4,478	4,478	
(4) 社債	20,000	20,100	100
(5) 新株予約権付社債	11,700	11,495	204
負債計	2,423,500	2,424,580	1,079
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(127)	(127)	
ヘッジ会計が適用されているもの	765	1,080	315
デリバティブ取引計	637	953	315

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引および特例処理を適用しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、発行期間が1年未満の信託受益権ならびにクレジット買入金銭債権については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、買入金銭債権のうち発行期間が1年以上のものについては、業者による評価とし、証券会社、銀行等の店頭において成立する価格(気配値を含む)を時価としております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。私募債は、割引現在価値とし、対象金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを割り引いて算定しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合などに想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入期間に基づく区分ごとに、新規に借入を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

(4) 社債、及び (5) 新株予約権付社債

当行の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	1,487
組合出資金等(*3)	185
合計	1,672

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 当連結会計年度において、非上場株式について31百万円減損処理を行っております。

(\*3) 組合出資金等については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることなどから時価開示の対象とはしておりません。

当中間連結会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	113,015	113,015	
(2) コールローン及び買入手形	190,383	190,383	
(3) 買入金銭債権	15,843	15,928	84
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	32,656	32,657	1
其他有価証券	1,066,662	1,066,662	
(5) 貸出金	1,436,255		
貸倒引当金（*1）	19,767		
	1,416,487	1,424,718	8,230
資産計	2,835,049	2,843,365	8,316
(1) 預金	2,458,866	2,459,683	816
(2) 譲渡性預金	184,038	184,043	5
(3) 借入金	21,239	21,239	
(4) 社債	20,000	20,029	29
(5) 新株予約権付社債	11,700	11,407	292
負債計	2,695,844	2,696,403	558
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(118)	(118)	
ヘッジ会計が適用されているもの	(445)	(226)	219
デリバティブ取引計	(564)	(345)	219

（\*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（\*2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引および特例処理を適用しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法

#### 資産

##### (1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

##### (2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

##### (3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、発行期間が1年未満の信託受益権ならびにクレジット買入金銭債権については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、買入金銭債権のうち発行期間が1年以上のものについては、業者による評価とし、証券会社、銀行等の店頭において成立する価格（気配値を含む）を時価としております。



(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。私募債は、割引現在価値とし、対象金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを割り引いて算定しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合などに想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入期間に基づく区分ごとに、新規に借入を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 社債、及び (5) 新株予約権付社債

当行の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	1,442
組合出資金等(*3)	246
合 計	1,689

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(\*3) 組合出資金等については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることなどから時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

前連結会計年度

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」並びに「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	30,961	31,352	390
	地方債	999	1,002	2
	社債	5,858	6,027	168
	その他	7,494	7,658	164
	小計	45,314	46,040	726
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	6,234	5,780	453
	その他	4,558	4,289	268
	小計	10,792	10,070	722
合計		56,107	56,110	3

2 その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	株式	19,705	11,096	8,608
	債券	669,137	654,841	14,295
	国債	237,606	232,594	5,011
	地方債	172,787	168,944	3,842
	社債	258,743	253,302	5,441
	その他	36,777	36,444	332
	小計	725,619	702,382	23,237
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株式	9,783	12,205	2,421
	債券	156,621	158,355	1,733
	国債	79,890	80,718	827
	地方債	39,579	40,038	458
	社債	37,151	37,598	447
	その他	65,968	70,576	4,607
	小計	232,373	241,136	8,762
合計		957,993	943,519	14,474

### 3 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落等しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、1,010百万円（うち、株式629百万円、社債64百万円、及びその他のうち信託受益権316百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、（1）個々の銘柄の有価証券の連結会計年度末日における時価が、取得原価に比べて50%以上下落した場合、（2）個々の銘柄の有価証券の連結会計年度末日における時価が、取得原価に比べて30%以上50%未満の範囲で下落した場合で、次の基準に該当する場合があります。

#### （1）株式

時価が連結会計年度末日以前1年間にわたり、取得原価に対し一度も70%超の水準まで回復していない場合

株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上している場合

連結会計年度末日時点において、「資金証券業務運用基準」によるロスカット・ルールに定める損切り水準に達している場合

#### （2）投資信託

時価が連結会計年度末日以前1年間にわたり、取得原価に対し一度も70%超の水準まで回復していない場合

連結会計年度末日時点において、「資金証券業務運用基準」によるロスカット・ルールに定める損切り水準に達している場合

#### （3）債券及び信託受益権

取得時に比べて取得格付けが2ランク以上下落した場合や、BB格以下となった場合等、信用状態の著しい低下があったと判断される場合

当中間連結会計期間

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1 満期保有目的の債券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超え るもの	国債	20,963	21,318	354
	社債	5,558	5,710	152
	その他	7,292	7,565	272
	小計	33,814	34,593	778
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超え ないもの	国債	-	-	-
	社債	6,134	5,629	505
	その他	8,067	7,879	187
	小計	14,201	13,508	692
合計		48,016	48,102	86

2 その他有価証券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	16,272	10,127	6,145
	債券	911,944	890,733	21,211
	国債	368,204	360,018	8,186
	地方債	219,716	213,425	6,291
	社債	324,023	317,289	6,734
	その他	29,559	29,190	369
	小計	957,776	930,050	27,725
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	9,206	11,422	2,215
	債券	33,626	33,915	289
	国債	11,879	11,944	65
	地方債	3,696	3,699	3
	社債	18,051	18,271	220
	その他	66,052	72,947	6,894
	小計	108,885	118,285	9,399
合計		1,066,662	1,048,336	18,326

### 3 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落等しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、520百万円（うち、株式519百万円、及び社債1百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、（1）個々の銘柄の有価証券の中間連結会計期間末日における時価が、取得原価に比べて50%以上下落した場合、（2）個々の銘柄の有価証券の中間連結会計期間末日における時価が、取得原価に比べて30%以上50%未満の範囲で下落した場合で、次の基準に該当する場合があります。

#### （1）株式

時価が中間連結会計期間末日以前1年間にわたり、取得原価に対し一度も70%超の水準まで回復していない場合

株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上している場合

中間連結会計期間末日時点において、「資金証券業務運用基準」によるロスカット・ルールに定める損切り水準に達している場合

#### （2）投資信託

時価が中間連結会計期間末日以前1年間にわたり、取得原価に対し一度も70%超の水準まで回復していない場合

中間連結会計期間末日時点において、「資金証券業務運用基準」によるロスカット・ルールに定める損切り水準に達している場合

#### （3）債券及び信託受益権

取得時に比べて取得格付が2ランク以上下落した場合や、BB格以下となった場合等、信用状態の著しい低下があったと判断される場合

#### （金銭の信託関係）

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

前連結会計年度

その他有価証券評価差額金(平成23年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	14,474
その他有価証券	14,474
(+)繰延税金資産	55
(-)繰延税金負債	5,803
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	8,614
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	2
その他有価証券評価差額金	8,616

当中間連結会計期間

その他有価証券評価差額金(平成23年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	18,326
その他有価証券	18,326
(-)繰延税金負債	7,461
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	10,865
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	2
その他有価証券評価差額金	10,867



(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	金利先物 金利オプション				
店頭	金利先渡契約 金利スワップ 受取変動・支払固定 金利オプション	4,962	4,962	123	123
	合計			123	123

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ 売建 クレジット・デフォルト・オプション	2,000		3	3
	合計			3	3

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

3 クレジット・デフォルト・スワップ「売建」は信用リスクの引受取引であります。

## 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

### (1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ	その他有価証券 (債券)	34,090	34,090	8
	受取変動・支払固定				
	金利先物				
	金利オプション				
金利スワップの特例処理	金利スワップ	貸出金、満期保有 目的の債券	8,255	3,147	315
	受取変動・支払固定				
	合計				323

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

#### 2 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

### (2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨預金	82,000		736
	為替予約	外国為替	785		20
為替予約等の 振当処理	通貨スワップ				
	為替予約				
	合計				756

(注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

#### 2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

### (3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

### (4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物 金利オプション				
店頭	金利先渡契約 金利スワップ 受取変動・支払固定 金利オプション	4,962	4,962	106	106
	合計			106	106

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ 売建 クレジット・デフォルト・オプション	1,000		12	12
	合計			12	12

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

3 クレジット・デフォルト・スワップ「売建」は信用リスクの引受取引であります。

## 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

### (1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ	その他有価証券 (債券)	33,123	33,123	422
	受取変動・支払固定				
	金利先物				
	金利オプション				
金利スワップの特例処理	金利スワップ	貸出金、満期保有 目的の債券	8,234	3,125	219
	受取変動・支払固定				
	合計				203

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

#### 2 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

### (2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外国為替	622		22
	為替予約				
為替予約等の 振当処理	通貨スワップ				
	為替予約				
	合計				22

(注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

#### 2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

### (3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

### (4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

該当ありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日)

- 1 当連結会計年度における資産除去債務の総額の増減  
資産除去債務の総額の増減に重要性が乏しいため、記載を省略しております。
- 2 賃貸借店舗の原状回復義務に関する資産除去債務の未計上について  
当行グループでは、賃貸借店舗等について退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産は継続して営業することを前提としており、使用期間が明確ではありません。従いまして、資産除去債務を合理的に見積もることができないため、当該債務に見合う資産除去債務は計上しておりません。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

- 1 当中間連結会計期間における資産除去債務の総額の増減  
資産除去債務の総額の増減に重要性が乏しいため、記載を省略しております。
- 2 賃貸借店舗の原状回復義務に関する資産除去債務の未計上について  
当行グループでは、賃貸借店舗等について退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産は継続して営業することを前提としており、使用期間が明確ではありません。従いまして、資産除去債務を合理的に見積もることができないため、当該債務に見合う資産除去債務は計上しておりません。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	12,262	8,143	3,693	24,099

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦以外の国又は地域に所在する有形固定資産を有していないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	11,568	7,978	3,954	23,501

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦以外の国又は地域に所在する有形固定資産を有していないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	円	7,398.40	7,605.18

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	136,143	139,947
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円		
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	136,143	139,947
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	18,401	18,401

2 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	139.85	128.41
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	2,578	2,362
普通株主に帰属しない金額	百万円		
普通株式に係る中間純利益	百万円	2,578	2,362
普通株式の期中平均株式数	千株	18,435	18,401
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	128.48	119.33
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円		
普通株式増加数	千株	1,632	1,399
うち転換社債型新株予約権付社債	千株	1,632	1,399

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。



3【中間財務諸表】  
(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	71,425	113,015
コールローン	5,117	190,383
買入金銭債権	12,510	15,843
商品有価証券	5	-
金銭の信託	4,922	23
有価証券	1,003,422	1,100,712
貸出金	1,473,566	1,436,255
外国為替	2,131	1,749
その他資産	7,932	6,919
有形固定資産	16,640	16,393
無形固定資産	994	1,070
繰延税金資産	5,468	4,607
支払承諾見返	7,604	7,725
貸倒引当金	19,429	20,369
資産の部合計	2,592,310	2,874,330
<b>負債の部</b>		
預金	2,319,064	2,458,937
譲渡性預金	68,475	184,188
コールマネー	5,000	-
借入金	4,478	21,239
外国為替	0	-
社債	20,000	20,000
新株予約権付社債	11,700	11,700
その他負債	10,754	21,045
未払法人税等	1,560	2,380
資産除去債務	36	36
その他の負債	9,157	18,627
役員賞与引当金	28	14
退職給付引当金	8,270	8,928
役員退職慰労引当金	357	372
睡眠預金払戻損失引当金	184	167
偶発損失引当金	352	292
災害損失引当金	377	250
支払承諾	7,604	7,725
負債の部合計	2,456,647	2,734,862

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<b>純資産の部</b>		
資本金	12,089	12,089
資本剰余金	4,811	4,811
資本準備金	4,811	4,811
利益剰余金	114,123	115,935
利益準備金	7,278	7,278
その他利益剰余金	106,845	108,657
固定資産圧縮積立金	844	844
別途積立金	102,780	102,780
繰越利益剰余金	3,221	5,033
自己株式	3,980	3,980
株主資本合計	127,044	128,855
<del>その他有価証券評価差額金</del>	8,614	10,865
繰延ヘッジ損益	4	252
評価・換算差額等合計	8,618	10,612
純資産の部合計	135,662	139,468
負債及び純資産の部合計	2,592,310	2,874,330

(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
経常収益	24,088	23,498
資金運用収益	18,911	18,537
(うち貸出金利息)	12,262	11,568
(うち有価証券利息配当金)	6,446	6,726
役務取引等収益	3,074	2,996
その他業務収益	947	1,328
その他経常収益	1,156	635
経常費用	19,903	19,407
資金調達費用	1,819	1,276
(うち預金利息)	1,490	927
役務取引等費用	1,167	1,210
その他業務費用	511	154
営業経費	<sup>1</sup> 13,919	<sup>1</sup> 13,724
その他経常費用	<sup>2</sup> 2,484	<sup>2</sup> 3,040
経常利益	4,185	4,090
特別利益	59	11
特別損失	86	73
税引前中間純利益	4,159	4,027
法人税、住民税及び事業税	720	2,230
法人税等調整額	867	566
法人税等合計	1,588	1,663
中間純利益	2,570	2,364

## (3)【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	12,089	12,089
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	12,089	12,089
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
当期首残高	4,811	4,811
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	4,811	4,811
<b>資本剰余金合計</b>		
当期首残高	4,811	4,811
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	4,811	4,811
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>		
当期首残高	7,278	7,278
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	7,278	7,278
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>固定資産圧縮積立金</b>		
当期首残高	813	844
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	813	844
<b>別途積立金</b>		
当期首残高	99,080	102,780
当中間期変動額		
別途積立金の積立	3,700	-
当中間期変動額合計	3,700	-
当中間期末残高	102,780	102,780
<b>繰越利益剰余金</b>		
当期首残高	7,265	3,221
当中間期変動額		
剰余金の配当	553	552
別途積立金の積立	3,700	-
中間純利益	2,570	2,364
自己株式の処分	336	0
当中間期変動額合計	2,019	1,812
当中間期末残高	5,246	5,033
<b>利益剰余金合計</b>		
当期首残高	114,437	114,123
当中間期変動額		
剰余金の配当	553	552
別途積立金の積立	-	-
中間純利益	2,570	2,364
自己株式の処分	336	0
当中間期変動額合計	1,680	1,812

当中間期末残高

116,118

115,935

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<b>自己株式</b>		
当期首残高	4,155	3,980
当中間期変動額		
自己株式の取得	6	0
自己株式の処分	754	0
当中間期変動額合計	747	0
当中間期末残高	3,407	3,980
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	127,183	127,044
当中間期変動額		
剰余金の配当	553	552
中間純利益	2,570	2,364
自己株式の取得	6	0
自己株式の処分	417	0
当中間期変動額合計	2,428	1,811
当中間期末残高	129,612	128,855
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期首残高	13,145	8,614
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	1,012	2,250
当中間期変動額合計	1,012	2,250
当中間期末残高	14,157	10,865
<b>繰延ヘッジ損益</b>		
当期首残高	248	4
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	476	257
当中間期変動額合計	476	257
当中間期末残高	227	252
<b>評価・換算差額等合計</b>		
当期首残高	13,393	8,618
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	535	1,993
当中間期変動額合計	535	1,993
当中間期末残高	13,929	10,612
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	140,577	135,662
当中間期変動額		
剰余金の配当	553	552
中間純利益	2,570	2,364
自己株式の取得	6	0
自己株式の処分	417	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	535	1,993
当中間期変動額合計	2,964	3,805
当中間期末残高	143,541	139,468

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
2 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 3年～30年 その他 3年～20年 (2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。なお、要注意先債権に相当する債権において、貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを債権の発生当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p> <p>(6) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度対象債権に対する将来の負担金の支払いに備えるため、債務者区分毎の代位弁済実績率を基礎に算出した予想損失率に基づき、将来の負担金支払見込額を計上しております。</p> <p>(7) 災害損失引当金 東日本大震災により、被災した資産の撤去費用及び原状回復費用に備えるため、当中間会計期間末以降に発生が見込まれる費用の見積額を計上しております。</p>
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8 ヘッジ会計の方法	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号、以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>(ハ) 一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。
10 税効果会計に関する事項	中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している剰余金の処分による固定資産圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。



【追加情報】

<p>当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)</p>
<p>当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年 3月31日)	当中間会計期間 (平成23年 9月30日)
<p>1 関係会社の株式総額 13百万円</p> <p>2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に10,000百万円含まれております。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は1,653百万円、延滞債権額は52,633百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は663百万円です。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,198百万円です。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は62,149百万円です。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1 関係会社の株式総額 13百万円</p> <p>2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に35,000百万円含まれております。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は1,920百万円、延滞債権額は53,813百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,025百万円です。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,039百万円です。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は66,799百万円です。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)																						
<p>7 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,500百万円であります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">155,968百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td style="text-align: right;">72百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">13,517百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td style="text-align: right;">5,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td style="text-align: right;">4,200百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券80,190百万円及びその他資産3百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち保証金は126百万円及び敷金は153百万円であります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、615,897百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが598,897百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 有形固定資産の減価償却累計額 37,645百万円</p> <p>11 社債には、劣後特約付社債10,000百万円が含まれております。</p> <p>12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は3,436百万円であります。</p>	有価証券	155,968百万円	その他資産	72百万円	担保資産に対応する債務		預金	13,517百万円	コールマネー	5,000百万円	借入金	4,200百万円	<p>7 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,371百万円であります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">159,221百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td style="text-align: right;">71百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">7,135百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td style="text-align: right;">20,980百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券81,278百万円及びその他資産3百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は120百万円及び敷金は150百万円であります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、628,891百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが611,421百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 有形固定資産の減価償却累計額 37,675百万円</p> <p>11 社債には、劣後特約付社債10,000百万円が含まれております。</p> <p>12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は3,057百万円あります。</p>	有価証券	159,221百万円	その他資産	71百万円	担保資産に対応する債務		預金	7,135百万円	借入金	20,980百万円
有価証券	155,968百万円																						
その他資産	72百万円																						
担保資産に対応する債務																							
預金	13,517百万円																						
コールマネー	5,000百万円																						
借入金	4,200百万円																						
有価証券	159,221百万円																						
その他資産	71百万円																						
担保資産に対応する債務																							
預金	7,135百万円																						
借入金	20,980百万円																						

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 686百万円 無形固定資産 238百万円	1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 656百万円 無形固定資産 213百万円
2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,612百万円、株式等償却428百万円及び株式等売却損145百万円を含んでおります。	2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額2,077百万円、株式等償却520百万円及び株式等売却損342百万円を含んでおります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	661	1	120	543	(注) 1、2
合計	661	1	120	543	

(注) 1 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

2 普通株式の自己株式の減少120千株のうち120千株は、自己株式の処分による減少であり、0千株は単元未満株式の買増請求による減少であります。

当中間会計期間(自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	693	0	0	694	(注) 1、2
合計	693	0	0	694	

(注) 1 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

2 普通株式の自己株式の減少は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度（平成23年3月31日）

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	392	344	48
無形固定資産	65	63	1
合計	458	408	50

当中間会計期間（平成23年9月30日）

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間会計期間末 残高相当額
有形固定資産	157	124	33
無形固定資産	7	6	1
合計	165	130	34

未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	31	29
1年超	22	7
合計	53	37

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
支払リース料	42	16
減価償却費相当額	39	14
支払利息相当額	2	1

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間会計期間への配分方法については、利息法によっております。

## 2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
(借主側)		
1年内	2	2
1年超	3	1
合計	5	4
(貸主側)		
1年内	13	13
1年超	338	332
合計	351	345

(有価証券関係)

前事業年度(平成23年3月31日現在)

子会社及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式			
関連会社株式			
合計			

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	10
関連会社株式	3
合計	13

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

当中間会計期間(平成23年9月30日現在)

子会社及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式			
関連会社株式			
合計			

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	10
関連会社株式	3
合計	13

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(平成23年3月31日現在)

1 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

資産除去債務の総額の増減に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2 賃貸借店舗の原状回復義務に関する資産除去債務の未計上について

当行では、賃貸借店舗等について退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産は継続して営業することを前提としており、使用期間が明確ではありません。従いまして、資産除去債務を合理的に見積ることができないため、当該債務に見合う資産除去債務は計上していません。

当中間会計期間(平成23年9月30日現在)

1 当中間会計期間における資産除去債務の総額の増減

資産除去債務の総額の増減に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2 賃貸借店舗の原状回復義務に関する資産除去債務の未計上について

当行では、賃貸借店舗等について退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産は継続して営業することを前提としており、使用期間が明確ではありません。従いまして、資産除去債務を合理的に見積ることができないため、当該債務に見合う資産除去債務は計上していません。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	139.41	128.47
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	2,570	2,364
普通株主に帰属しない金額	百万円		
普通株式に係る中間純利益	百万円	2,570	2,364
普通株式の期中平均株式数	千株	18,437	18,403
(2) 潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	128.07	119.39
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円		
普通株式増加数	千株	1,632	1,399
うち転換社債型新株予約権付社債	千株	1,632	1,399

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【その他】

中間配当

平成23年11月11日開催の取締役会において、第130期の中間配当について次のとおり決議しました。

中間配当金額 552百万円

1株当たりの中間配当金 30円



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月25日

株式会社岩手銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 今 野 利 明

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 奥 村 始 史

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 成 田 孝 行

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社岩手銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社岩手銀行及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

- (注) 1. 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。  
2. 中間連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月25日

株式会社岩手銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 今 野 利 明

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 奥 村 始 史

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 成 田 孝 行

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社岩手銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第130期事業年度の中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社岩手銀行の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。